

# 日本企業部門ニュースレター

## 法人税 – 移転価格税制

ポーランド 2010年4月



### 連絡先:

山崎 俊幸  
マネージャー  
Tel: 48-71-356-1203  
Mobile: 48-519-507-503  
[t.yamasaki@pl.pwc.com](mailto:t.yamasaki@pl.pwc.com)

### 発行人:

森山 進  
地域統括パートナー  
Tel: 48-22-523-4971  
[steve.moriyama@pwc.be](mailto:steve.moriyama@pwc.be)

PwC ポーランド  
[www.pwc.com/pl](http://www.pwc.com/pl)  
[www.taxonline.pl](http://www.taxonline.pl)

PwC ベルギー・中東欧  
[www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium](http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium)

© 2010 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.  
プライスウォーターハウスクーパースとは、  
PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウ  
ォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

### 移転価格は重要な税務調査対象

#### 2010 年度の税務調査方針

ポーランド主席財務調査官により公開された 2010 年度の税務調査方針によると、昨年来同様、移転価格は継続的にその重点調査対象とされています。

関連者間取引の詳細な調査を通じて、独立企業間原則に基づく価格設定が適切に行われているか否かの検討がなされます。移転価格税務調査の目的は、納税者が、関連者との取引から得られる利益を不当に調整することで、租税回避行為を計っていないかを調査することにあります。つまり、政府当局の租税収入に悪影響を及ぼしうる要因を特定・排除するために実施されます。

#### 増加する税務訴訟

税務当局が移転価格問題により焦点をあてていることで、これに関わる税務訴訟もまた増加する傾向にあります。

2008 年から 2009 年に財政調査当局が実施した関連者間取引に関する調査だけでも 600 件以上に上ります。この件数には、税務署が独自に実施したものは含まれていません。

同期間に、裁判所(最高裁判所を含む)から発せられた移転価格に関連する判決はおよそ 50 件に上り、財務省からも、およそ 130 件もの関連者間取引に関わる拘束的税務裁定が発行されています。(事前確認制度 (APA) に加え)

この事実は、税務調査の焦点が、引き続き、移転価格の分野に注がれており、その流れが厳格に引き継がれていることを示唆しています。

この傾向を裏付けるものとして、2010 年 3 月 15 日、主席財務調査官は、2009 年に完了した税務調査の結果報告を公表しています。ここでも、移転価格の問題が税務調査上の主要論点であることが認識されています。

また、関連者間取引は、法人所得税の観点のみならず、VAT (付加価値税) の側面からも調査対象とされています。

## 納税者への影響

移転価格方針の設定には細心の注意が払われるべきです。およそ70%の判決は、納税者側に不利な結果を示している事実も忘れてはいけません。

調査の初期段階で、関連者間取引に関する契約条項を詳細に検証しておくことも必要です。調査官の質問に対する想定問答を、細部にわたり準備しておくことが、事前対策としては有効です。

効果的であると認められる範囲で、経済的論拠や法的裏づけなどの自己防衛策を準備しておくこともお勧めいたします。

最後に、移転価格に関する多くの訴訟では、できる限り早い段階での解決を試み、リスクを増大させる前に事態を収束させることが賢明な方策となります。

以上、簡単に要旨を説明させて頂きましたが、より詳細な情報をご希望される場合は、お気軽に山崎までご連絡ください。